

第199号

(昭和55年3月)

目次

学長告示	1
関係法令	2
学内規則	3
富山大学大学院委員会規則の一部改正	3
富山大学文書決裁規則の一部改正	3
富山大学における旅行命令権の復委任に関する規則の制定	3
富山大学構内交通規制に関する暫定実施細目の一部改正	4
富山大学職員会館管理運営要項の制定	5
諸会議	7
人事異動	7
学内諸報	8
教養部長の改選	8
学位取得者	8
海外渡航者	8
富山大学学生部及び保健管理センター改修工事	8
学内レクリエーション	9
職員消息	9
主要日誌	9
資料	11
昭和54年度卒業(修了)者数	11
昭和54年度大学院修了者数	12

学長告示

昭和54年度富山大学卒業式学長告辞

諸君はこの度富山大学における諸種の課程を修了し、本日ここにめでたく卒業の日を迎えられたのであります。私共すべての富山大学教職員は、卒業生諸君に対しまして、心からおめでとくと申し上げますと共に、諸君の前途に大いなる期待を寄せ、今後益々の御発展を祈念する次第であります。

ます。

諸君がこれから巣立ってゆく現在の社会情勢は、御存知の通り激動の時代を迎えようとしており、特にわが国を取巻く情勢は必ずしも樂觀できるものではないと思います。この時に当って、多くの可能性を内に秘めた若い諸君達がいよいよ社会への第一歩を踏み出すことの意義について考えてみていただきたいと思います。諸君はこれからいよいよ現世の荒波の中に船出するわけでありますが、諸君としてはこの際、内にもつ潜在的な何かを、自分の手で引き出すことによって、自分を試してみることができるのです。考えようによっては、諸君のような若者だけに恵まれる、またとない機会を与えられていると言えるのではないのでしょうか。

諸君はこの富山大学で何を学んできたのでしょうか。ただ単に知識や技術の修得だけではなかったはずで、物事の考え方も学んだでしょう。友情の温かさ、時には人間関係のむづかしさを身に沁みて味わった方もあるでしょう。また人によっては十分な体力や精神力を身につけてきたのではないのでしょうか。先程私は諸君には多くの可能性が秘められていると申し上げましたが、それはただ単に知識や技術だけではなく、諸君が在学中に肌で感じとったこれらの体験を指した積りなのです。このような下地があって、はじめて諸君は間もなく眼前に立ちはだかるかも知れない、峻しい道を、自ら切拓いて進んで行くことができるのだと思います。

さて諸君を待っている一つ一つの職場は、それが企業であれ、学校であれ、また大学院に進学される諸君にとっては研究室であるかも知れませんが、とにかく各職場では諸君が大学で学んだ知識や技術そのものには、それ程大きな期待を寄せていないというのが現実の姿であります。それは何故でしょう。諸君が現在持っている知識や技術は、これからの仕事の基礎にはなり得ても、即戦力にはならないからです。現在のように学問体系が多彩に分化している為に、教えることのみ多い大学では、実学そのものを教育の一環として位置づけるわけにはいかないということもありまして、この点大学にも一考の余地があるかも知れません。しかしそれよりも、最近のように多様化した社会においては、各職場ごとに、それぞれが持つ独自の考え方や行き方というものがある、各職場では、はじめからその方針に沿った人材を養成しようという態度で臨んでいるのであります。従って諸君は社会へ出れば、いきなり再教育される立場に置かれるのです。長い人生から見れば、諸君はまずはじめに小学校1年生の扱いを受けることになるでしょう。

ここで重要なことは、諸君自身にとっては、教育される、教わるという受身の態度でのぞむなら、それは彼らの考え

ている再教育に答える道にはならないということです。

諸君はこれまで大学では十分な余裕もなく、専ら教わるということで終始してきた人が多かったのではないのでしょうか。本来なら大学でも、学生は教わるのではなく、自ら勉学すべきものであったはずです。この点私達教官の側も、もう一度原点に戻って考え直さねばならないでしょう。とにかくこれからの諸君は生涯を通じて学ぶ人間になってほしいと思います。最近生涯教育という問題が大きく取上げられています。これはあくまで社会全体の側から見た言葉でありまして、生涯教育なるものは外からの押しつけでは成功するはずのものではありません。社会の構成員一人一人が、生涯を通じて学ぶことの大切なこと、そして学ぶことの楽しさを身につけてゆくことに基本を置かなければならないと思います。このように、自ら進んで学ぶという自覚、これはどうしたら身についたものになるのでしょうか。

諸君はこれからいかなる職業につくとしても、それを生活の基盤とする以上、職業人、すなわちプロとしての自覚——プロ意識——をもってほしいと思います。このプロ意識について、過日私はラジオで偶々、将棋の升田名人の話を見ましたが、その話は味わいがあったので耳に止まりました。彼はプロの第1条件として、自分の先生を超越することに目標を置いて、断え間ない追求をすることを挙げていました。第2にはプロたる者は瞬間的に適確な判断ができねばならず、そのためには常々集中力が発揮できるように訓練されていなければならない。第3に、一つの仕事を終える度に、一々それでよかったかどうかの確認をすることが身についているようであればならない。そして最後に、精神は常に若々しく、いつも夢を持ち続けているような人物こそプロであると言いつけていました。私は将棋の駒の置き方も知りませんが、この話を聞いて、私がこれまでやってきた学問の道も、将棋の道も進むべき道はただ一つであることを痛感しました。私はまた娘のことで、以前にバイオリンの先生と長くおつき合いしたことがありましたが、その先生と話をすればする程、音楽の道と学問の道とに大きな共通点のあることを知りました。現在は故人となられたその老先生が、日頃強調されていたのは、徹底的に基礎を固めること、自分で常に考えながら工夫すること、そして人が遊んでいようがいまいが、マイペースで一年中練習を欠かさないこと、ということでした。このようにみて来ますと、プロとして大きく育つためには、仕事の種類のいかに問わず、何か共通的に身につけねばならないことがあるように考えられるのであります。

このようにプロ意識というものに何か共通項があるとすれば、それは常に考えながら、たゆまず追求し、努力するといったような、ごく平凡な事柄が大きく浮び上ってくるように思われますが、このほかにプロにはそれぞれの仕事

によって、素質なるものを求められるかも知れません。しかしプロ意識の共通項と考えられる不断の思考、追求、努力だけでもプロの道を歩むことは充分できると思います。実際にこれだけで、プロの飯を立派に食っている者もあれば、素質は充分あっても、その点で欠ける為にプロを失格する者もいることは、諸君も御存知の通りであります。

これまで私は卒業生諸君一人一人のこれからの歩みについて、私なりの希望を申し上げて参りましたが、このことを社会のレベルで考えてみたいと思います。そこで現在のヨーロッパ社会に目を移してみましよう。西ヨーロッパの国々を考えてみて下さい。政府は国民に対しいくら勤労を要請しても国民はそれに答えてくれないという国があるようです。これに対して東ヨーロッパのある国では国民一人一人にノルマを示して、国の監視下に働かせようとはするもの、能率が上らないで困っているといわれています。その間にあってドイツでは国民自らが働らく意慾を燃やしており、ヨーロッパではただ一つ繁榮の道を歩んでいます。これではっきりしていることは、国民の勤労意慾なるものも上からの押しつけではだめで、国民自体から盛上ってくるものでなければならないということです。幸いにもわが国の現状はドイツ型といえるかと思いますがこの日本の中でも富山県は勤労県として全国に名だたっていることは衆知の通りであります。この富山の地に数年間学んできた諸君も、県民の働く姿をまの当りにじっくり見てこられたと思います。このような経験の持主である卒業生諸君一人一人は、これからのわが国を背負って立つ方々だと思いたいが、以上申上げたような点でリーダーシップをとっていただきたいものと大いに期待しています。

本日私は卒業生諸君に対し、一口で要約してしまえば「頑張れ」と申し上げたに止まります。これは簡単な言葉ではありますが、生涯を通じて、毎日毎日少しづつ積重ねてゆくよりほかありません。どうか大学時代に培った健康という大きな資本を大切にされて、これから大いに発展して下さい。誠に簡単な内容ではありましたが、これをもって卒業生諸君へのはなむけの言葉にかえたいと存じます。

関係法令

(官報掲
載月日)

法律

- 所得税法の一部改正する法律(8) 3・31
- 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(14) 3・31

政令

- 支出に関する事務を電子情報処理組織を使

用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令(22) 3・27

○国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(29) 3・31

省令

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(大蔵8) 3・11

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における支出に関する事務の取扱いの特例に関する省令(大蔵11) 3・27

規則

○採用試験の一部を改正する規則(人事院8-18) 3・3

○管理職員等の範囲の一部を改正する規則(人事院17-0) 3・10

○特殊勤務手当の一部を改正する規則(人事院9-30) 3・15

○指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額の一部を改正する規則(人事院9-42) 3・15

○特勤勤務手当等の一部を改正する規則(人事院9-55) 3・15

○非常勤職員の給与の一部を改正する規則(人事院9-1) 3・31

○俸給の調整額の一部を改正する規則(人事院9-6) 3・31

○特勤勤務手当等の一部を改正する規則(人事院9-55) 3・31

○筑波研究学園都市移転手当の一部を改正する規則(人事院9-58) 3・31

○女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉の一部を改正する規則(人事院10-7) 3・31

○職員の災害補償の一部を改正する規則(人事院16-0) 3・31

○災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則(人事院16-3) 3・31

○補償及び福祉施設の実施の一部を改正する規則(人事院16-4) 3・31

学内規則

富山大学大学院委員会規則の一部改正

富山大学大学院委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和55年3月14日 富山大学長 柳田 友道

富山大学大学院委員会の一部を改正する規則

富山大学大学院委員会規則(昭和42年5月19日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条第2項」を「第35条第2項」に、「および」を「及び」に改める。

第2条第1項中「次に掲げる職員」を「次の各号に掲げる委員」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条第2号中「および」を「及び」に、第4号中「学長の」を「学長が」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

第5条第1項中「講事を開き議決」を「開会」に改める
第6条を次のように改める。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第7条中「事務局が」を「庶務部庶務課において」に改める。

附則

この規則は、昭和55年3月14日から施行する。

富山大学文書決裁規則の一部改正

富山大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和55年3月31日 富山大学長 柳田 友道

富山大学文書決裁規則の一部を改正する規則

富山大学文書決裁規則(昭和48年12月21日制定)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 委任事項

事項	委任者	受任者	備考
科学研究費補助金に係る研究分担者となることの承諾	学長	学部長 教養部長	

附則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

富山大学における旅行命令権の復委任に関する規則の制定

富山大学における旅行命令権の復委任に関する規則を次のとおり制定する。

昭和55年3月31日 富山大学長 柳田 友道

富山大学における旅行命令権の復委任に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、文部省所管旅費規則（昭和25年12月25日文部省訓令）第3条第1項の規定に基づき、学長の権限に属する旅行命令権の復委任について定めるものとする。

(復委任)

第2条 学長は、次長の左欄に掲げる職員に、それぞれ右欄に掲げる職員の前条に規定する旅行命令権（外国旅行に係る旅行命令権を除く。）を復委任する。

受 任 者	復 委 任 の 範 囲
事 務 局 長	事務局所属職員（局長、部長及び課長を除く。）に対する旅行命令権
学 生 部 長	学生部所属職員（部長、次長及び課長を除く。）に対する旅行命令権
保 健 管 理 センター所長	保健管理センター所属職員(所長を除く。)に対する旅行命令権
学 部 長	学部所属職員に対する旅行命令権
教 養 部 長	教養部所属職員に対する旅行命令権
附 属 図 書 館 長	附属図書館所属職員に対する旅行命令権
経 営 短 期 大 学 部 主 事	経営短期大学部所属職員に対する旅行命令権

附 則

この規則は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

富山大学構内交通規制に関する
暫定実施細目の一部改正

富山大学構内交通規制に関する暫定実施細目の一部を改正する細目を次のとおり制定する。

昭和55年 3 月 31 日 富山大学長 柳田 友道

富山大学構内交通規制に関する暫定実施細目の一部を改正する細目

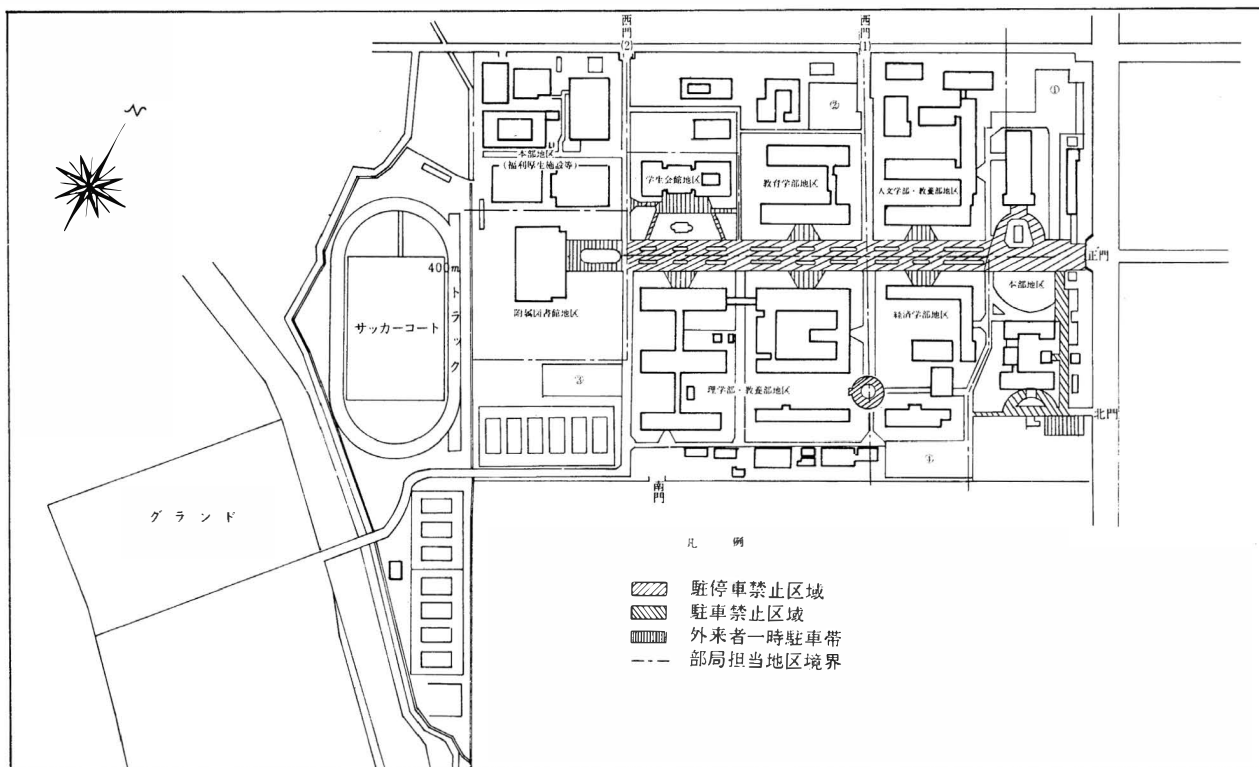
富山大学構内交通規制に関する暫定実施細目（昭和53年 3 月 31 日制定）の一部を次のように改正する。

別図(1)及び別図(2)を別記のとおり改める。

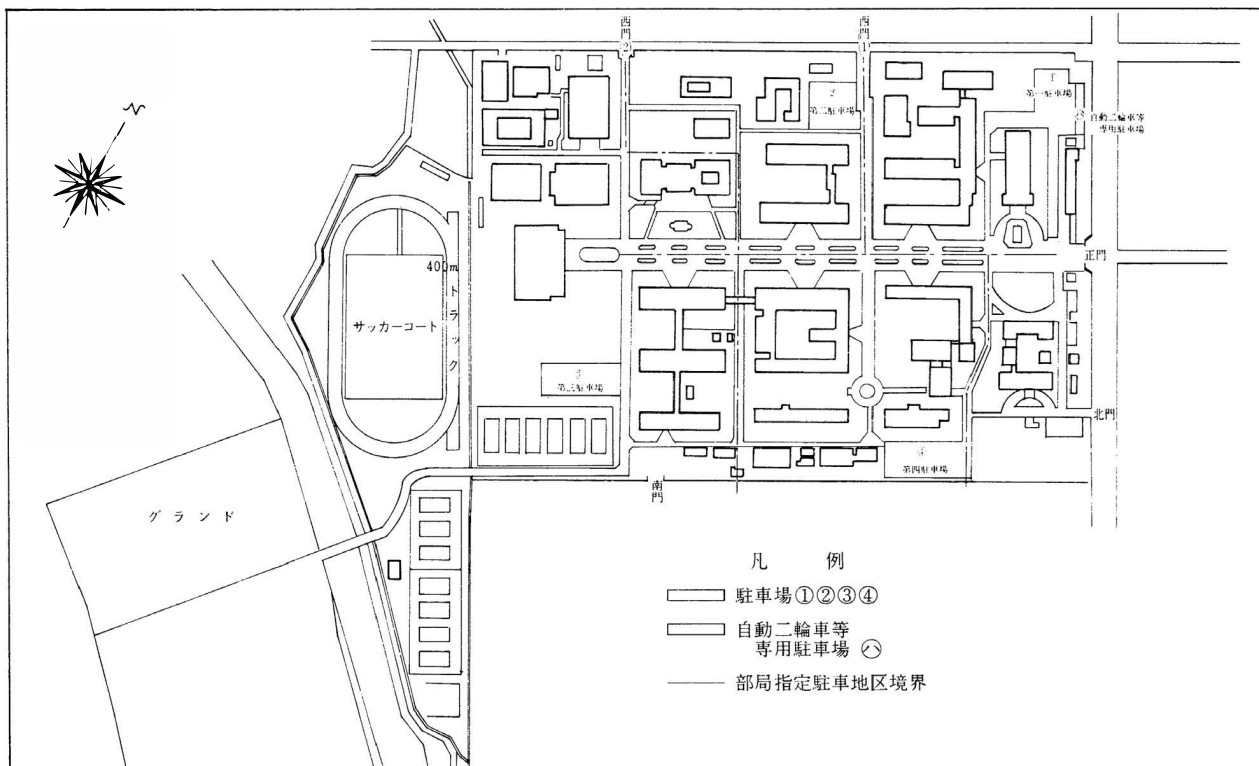
附 則

この細目は、昭和55年 4 月 1 日から実施する。

別記 別図 (1)



別記 別図(2)



富山大学職員会館管理運営要項の制定

富山大学職員会館管理運営要項を次のとおり制定する。

昭和55年 3 月31日 富山大学長 柳田 友道

富山大学職員会館管理運営要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、富山大学職員会館（以下「職員会館」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 職員会館は、富山大学（経営短期大学部を含む。以下「本学」という。）の職員の研修及び福利厚生に関する集会等並びに公務のための来学者（以下「来学者」という。）及び本学の職員への宿泊に使用することを目的とする。

(管 理)

第3条 職員会館の管理は、事務局が行い、その事務は、庶務部人事課において処理する。

(施 設)

第4条 職員会館の使用できる施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修室 1室 定員25名
- (2) 集会室 1室 定員35名
- (3) 宿泊室 6室（和室4室、洋室2室）定員各2名
- (4) 談話室 1室（研修、集会等の際及び宿泊者に限り使用できる。）

(5) 食 堂 1室（宿泊者に限り使用できる。）

(休館日)

第5条 職員会館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- (3) その他管理上必要と認めた日

(門 限)

第6条 職員会館の門限は、午後10時とする。

(使用手続及び許可)

第7条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別紙第1号様式の富山大学職員会館使用申込書により、使用日の2週間前から2日前までの間に人事課長あてに提出しなければならない。ただし、来学者が宿泊する場合は、本学の職員が使用者に代わり手続を行うものとする。

2 宿泊室の使用手続は、所属の課長若しくは事務長を経由して行うものとする。

第8条 人事課長は、前条の申し込みに対し、許可したときは、別紙第2号様式の富山大学職員会館使用許可書を使用申込者に交付し、別紙第3号様式の富山大学職員会館使用許可通知書を経理部長あて送付（次条ただし書の場合を除く。）するものとする。

(使用料)

第9条 使用者は、宿泊を許可されたとき使用料として1

人 1 泊につき 1,000円を経理部経理課出納係に納付しなければならぬ。ただし、本学の職員が公務上宿泊する場合は、使用料を徴収しない。

2 使用料は、前納とし、既納の使用料は、還付しない。
(実費の負担)

第10条 使用者のうち、宿泊室を使用する者は、別に定める実費を負担しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者の遵守事項は、別に定める。

(損害の弁償)

第12条 使用者は、その責に帰すべき事由により設備及び備品を損傷し、又は汚損し若しくは滅失したときは、原状に復すか、又はそれに相当する損害の弁償をしなければならない。

(特別措置)

第13条 事務局長が管理運営上やむを得ないと認めるときは、前条までの規定にかかわらず特別の措置を執ることができる。

附 則

- 1 この要項は、昭和55年 4 月 1 日から実施する。
- 2 富山大学職員ホール運営内規(昭和41年 1 月 1 日制定)は、廃止する。

(別紙第 1 号様式)

人事課長	職員係長	職員 係

富山大学職員会館使用申込書

昭和 年 月 日

富山大学庶務部人事課長殿

使用申込者所属氏名

_____ ④

下記のとおり職員会館を使用したいので許可願います。

使用施設	宿 泊 室	研究室・集会室
使用目的		
使用者・所属氏名	所 属	氏 名
使用期間	昭和 年 月 日 時から (宿泊数) 時まで	課長・事務長印
	昭和 年 月 日 時から 時まで	
	昭和 年 月 日 時から 時まで	

〔参考〕 宿泊室・和室・立山(8畳)・剣, 薬師, 大日(6畳) 洋室・神通(浴室付)・黒部

(別紙第 2 号様式)

(表)

富山大学職員会館使用許可書

昭和 年 月 日

使用申込者 殿

富山大学庶務部人事課長

④

下記のとおり職員会館の使用について許可します。
記

使用施設	宿 泊 室	研修室・集会室
使用目的		
使用者・所属氏名・使用許可室名	所 属	氏 名
使用許可期間	昭和 年 月 日 時から (宿泊数) 時まで	使用料収納確認印 経理課 出納係
	昭和 年 月 日 時から 時まで	
	昭和 年 月 日 時から 時まで	

- (注) ● 宿泊室の使用料は前納となっておりますので、本許可書を持参の上、経理課出納係へ使用料を納付すること。
● 使用料収納確認印のないものは、宿泊できません。

(裏)

宿泊室使用についての注意事項

- 1 宿泊期間を短縮するとき又は宿泊しなくなったときは、速やかに人事課職員係まで御連絡ください。
- 2 宿泊されるときは、事前に本許可書を管理人にお渡し願います。
- 3 宿泊室の定員は、各室 2 名となっておりますので、相部屋をお願いすることがあります。
- 4 宿泊に伴う実費は、管理人に納付願います。
- 5 宿泊は、午後 4 時以降入室、翌日午前 9 時以前退室とします。なお、門限は、午後 10 時となっておりますので、厳守願います。
- 6 宿泊室内での飲食は御遠慮願います。
- 7 火気の取扱いには、特に注意願います。
- 8 職員会館使用者遵守事項を厳守願います。

(別紙第3号様式)

富山大学職員会館使用許可通知書 昭和 年 月 日 富山大学経理部長殿 富山大学庶務部人事課長 ④ 下記のとおり職員会館の使用を許可しましたので 通知します。 記						
使用 目的	宿 泊 の た め					
使用者・ 所属 氏名・ 使用 許可 期間	所 属	氏 名	室名	使用料 円	宿泊 数 泊	使用料計 円
使用 許可 期間	昭和 年 月 日	時から	(宿泊数)			
	昭和 年 月 日	時まで	泊			
	昭和 年 月 日	時から	時まで			

諸 会 議

昭和54年度第6回大学院委員会 (3月14日)

(審議事項)

- (1)富山大学大学院委員会規則の一部改正(案)について

- (2)昭和54年度富山大学大学院理学研究科(修士課程)及び工学研究科(修士課程)修了者の認定について

昭和54年度第13回評議会 (3月14日)

(報告事項)

- (1)昭和54年度富山大学大学院理学研究科(修士課程)及び工学研究科(修士課程)修了者の認定について
- (2)教官人事について(人文学部, 理学部, 工学部, 教養部)
- (3)学寮問題について

(審議事項)

- (1)昭和55年度富山大学入学者選抜試験合格者の判定について
- (2)富山大学大学院委員会規則の一部改正(案)について
- (3)富山大学教務委員会規則の制定(案)について(継続審議事項)
- (4)富山大学将来計画委員会規則の制定(案)について(継続審議事項)
- (5)教養部長候補者の選考について
- (6)昭和54年度卒業生及び修了者の認定について

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
採 用	55. 3. 10	竹 森 義 雄		事務補佐員(附属図書館)	富山大学長
	"	藤 木 彌 三 郎		事務補佐員(附属図書館)	"
	55. 3. 13	堀 内 道 子		技能補佐員(庶務部庶務課電話交換手)	"
配置換 公の名称 の消滅	55. 3. 24	山 本 順 子	事務補佐員(附属図書館)	事務補佐員(庶務部人事課)	富山大学長
	55. 3. 1	森 井 正	教育学部附属学校第二係長	教育学部附属学校第一係長事務代理を免ずる	富山大学長
併 任	55. 3. 1	森 井 正	教育学部附属学校第二係長	教育学部附属学校第一係長	富山大学長
	55. 3. 31	増 田 欣	教授(教育学部)	辞 職	文 部 大 臣
辞 職	"	大 森 賢 二	助教授(経済学部)	辞 職	"
	"	島 田 和 夫	助教授(経学短期大学部)	辞 職	"
	"	松 本 勝	講師(理学部)	辞 職	富山大学長
	"	伊 里 松 俊	講師(教養部)	辞 職	"
	"	黒 崎 貞 雄	教諭(教育学部附属小学校)	辞 職	"
	"	川 腰 巍	教諭(教育学部附属中学校)	辞 職	"
退 職	55. 3. 21	黒 田 智 子	臨時用務員(工学部作業員)	昭和55年3月20日限り退職	富山大学長
	55. 3. 23	津 幡 まゆみ	事務補佐員(附属図書館)	昭和55年3月22日限り退職	"
	"	竹 内 睦 美	事務補佐員(附属図書館)	昭和55年3月22日限り退職	"
	55. 3. 30	竹 森 義 雄	事務補佐員(附属図書館)	昭和55年3月29日限り退職	"
	"	藤 木 彌 三 郎	事務補佐員(附属図書館)	昭和55年3月29日限り退職	"
	55. 3. 31	立 花 保 子	事務補佐員(人文学部・理学部)	昭和55年3月30日限り退職	"
	"	森 富 士 子	事務補佐員(人文学部・理学部)	昭和55年3月30日限り退職	"
"	田 盛 一 枝	臨時用務員(教育学部作業員)	昭和55年3月30日限り退職	"	

学 内 諸 報

教養部長の改選

杉本新平教養部長の任期が、昭和55年3月31日に満了するため、教養部教授会は、2月20日に次期教養部長候補者の選挙を行った。その結果、梅原隆章教授が選出され、3月14日評議会の議を経て教養部長候補者に決定した。任期は、昭和57年3月31日までである。

梅原隆章教授は、昭和17年9月京都帝国大学文学部史学科卒業、同22年4月同大学大学院修了、同23年2月富山高専等学校講師、同25年3月富山大学文理学部講師、同27年7

月同助教授、同39年6月文学博士、同42年4月教養部助教授、同年9月同教授となり現在に至っている。

この間、同43年12月から同45年10月まで評議員、同43年10月から同44年5月まで学生部長、同45年4月から同47年3月まで教養部長などを併任した。

専門は歴史学（日本史）、富山県出身。

学 位 取 得 者

取得者 工学部 事務補佐員 山西 潤一

取得学位 工学博士（大阪大学）

取得年月日 昭和55年3月25日

学位論文名 ヒトのフィンガータッピングの研究

一分散及び位相遷移曲線による制御機構の解析

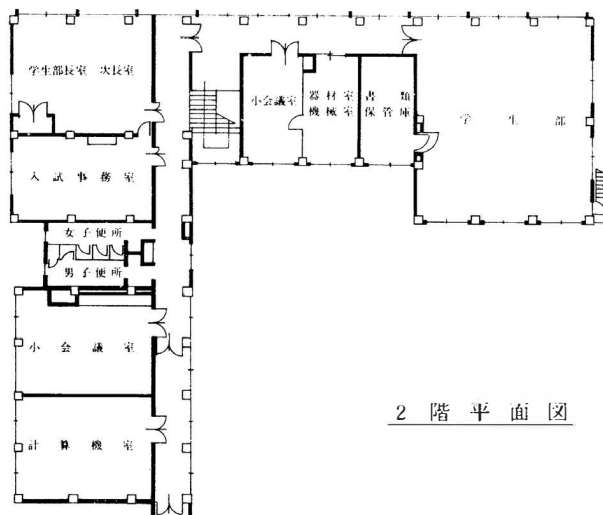
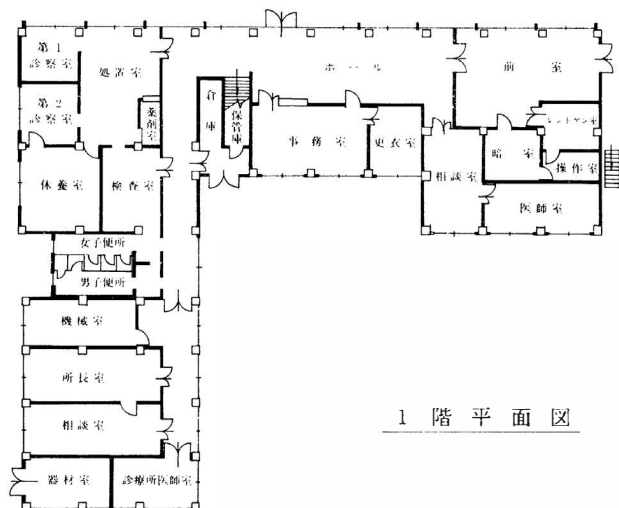
海 外 渡 航 者

氏 名	所 属	官 職	渡航の種類	渡 航 先 国	目 的	期 間
岡本 明	人文学部	助教授	外国出張	フランス、イタリア、 連合王国	フランス革命史研究のため	55. 3. 10 } 56. 1. 9
堀越 叡	理学部	教授	海外研修旅行	アメリカ合衆国	日米科学協力事業共同研究 第3回研究会出席のため	55. 3. 30 } 55. 4. 19
日下部 実	〃	助教授	〃	〃	〃	55. 3. 30 } 55. 4. 19

富山大学学生部及び保健管理センター改修工事

かねてから、旧本館庁舎を改修工事のところ、3月15日に完成した。この建物には、1階に保健管理センター(524㎡)が、2階に学生部(619㎡)が配置される。

当該部局の配置は、次のとおりである。



学内レクリエーション

▶文部省共済組合富山大学支会スキー講習会

実施月日 3月1日(土), 2日(日)

場 所 牛岳スキー場

参加者 組合員33名 組合員家族7名
大学職員(非組合員1名)

入 賞

中級以上

優 勝 清水良太郎(経理部)

準優勝 武田知己郎(人文・理学部)

三 位 牧野秀應(経理部)

初級以下

優 勝 真田泰平(工学部組合員家族7才)

準優勝 前馬奈美(人文学部・理学部組合員
家族10才)

三 位 山田明美(庶務部)

▶囲碁大会

実施月日 3月8日(土)

場 所 学生会館娛樂室

入 賞

Aクラス

優 勝 竹越栄俊 三段(工学部)

次 勝 広田 実 初段(工学部)

三 位 金坂 績 四段(理学部)

Bクラス

優 勝 松山政夫 3級(理学部)

次 勝 吉沢寿夫 4級(工学部)

三 位 五百崎喜明 3級(庶務部)

Cクラス

優 勝 石川裕史 6級(学生部)

次 勝 越森 哲 9級(施設課)

三 位 御福 隆 9級(学生部)

▶将棋大会

実施月日 3月15日(土)

場 所 工学部記念会館

入 賞

Aクラス

優 勝 平山 実(理学部)

次 勝 能手哲治(工学部)

三 位 前川清徳(工学部)

Bクラス

優 勝 高島正信(施設課)

次 勝 藤岡和典(工学部)

三 位 五百崎喜明(庶務部)

Cクラス

優 勝 黒田芳雄(経済学部)

次 勝 高山藤一郎(工学部)

三 位 佐伯信男(施設課)

▶卓球大会

実施月日 3月8日(土)

場 所 本学第二体育館

入 賞

優 勝 工学部Aチーム

次 勝 人文・理学・教養チーム

三 位 経済・図書・短大チーム

職 員 消 息

《住所変更》

人文学部

助 教 授 北村 純一

教育学部

助 教 授 西川 友之

理 学 部

文部技官 水島 俊雄

工 学 部

講 師 岩城 敏博

助 手 中谷 訓幸

文部技官 山本 辰美

教 養 部

助 教 授 山本 孝一

講 師 三原 健一

主 要 日 誌

本 部

3月1日 共済組合主催スキー講習会(於 牛岳スキー場)

4日 連合会加入共済組合の動態統計調査説明会(於
金沢)

4~5日 昭和55年度富山大学入学試験

- 6 日 学寮補導委員会
北陸地区国立学校事務電算化協議会（於 金沢大学）
- 7 日 第22回北陸五大学施設担当者協議会（於 富山大学）
- 8 日 昭和54年度学内囲碁大会
昭和54年度学内卓球大会
- 14 日 第 6 回大学院委員会
第13回評議会
富山大学放射性同位元素委員会
- 15 日 富山大学入学試験合格者発表
停年退職者及び勸奨退職者懇談会
昭和54年度学内将棋大会
- 19 日 学寮補導委員会
- 24 日 計算機センター運営委員会
放射性同位元素運営委員会
- 25 日 昭和54年度富山大学卒業式
第 9 回事務協議会

文 理 学 部

- 3 月13 日 教授会

人 文 学 部

- 3 月 7 日 人事教授会
将来計画委員会
- 8 日 予算委員会
- 13 日 教授会
- 17 日 拡大教務委員会
- 19 日 教授会
- 24 日 将来計画委員会及び同専門委員会合同委員会

教 育 学 部

- 3 月 7 日～13 日 スキー実習（於 志賀高原発哺温泉）
- 13 日 教務委員会
教務委員会・補導委員会合同会議
教授会
人事教授会
- 14 日 附属養護学校卒業式
附属幼稚園卒業式
- 15 日 附属小学校卒業式
- 17 日 予算委員会
呉山会送別会

- 附属幼稚園第 3 学期終業式
- 18 日 附属中学校卒業式
- 21 日 附属中学校第 3 学期終業式
- 22 日 附属小学校第 3 学期終業式
附属養護学校第 3 学期終業式

経 済 学 部

- 3 月11 日 第 4 回各種委員選考委員会
- 13 日 第18回人事教授会
第19回教授会
第20回教務委員会
- 25 日 卒業祝賀会（於 富山商工会議所10階ホール）
- 31 日 第20回教授会
第21回教務委員会

理 学 部

- 3 月12 日 トリチウム科学センター創設準備委員会
- 13 日 教授会
人事教授会
理学研究科委員会
- 29 日 トリチウム科学センター創設準備委員会

工 学 部

- 3 月 7 日 構内交通対策委員会
- 10 日 教授会
専任教授会
工学研究科委員会
- 11 日 講演会
演題「最近のファクシミリ技術開発の現状と利用拡大の動向」
講師「松下電送機器株式会社技術開発本部次長 小林一雄氏」
- 13 日 教員選考委員会
教授会
工学研究科委員会
- 18 日 専任教授会
- 24 日 予餞会

教 養 部

- 3 月 3 日 補導委員会
教授会

教授のみの教授会

14日 予算委員会

17日 教授のみの教授会
教授会

18日 教養部将来計画委員会

附属図書館

3月28日 昭和54年度県内大学高専図書館部会研究集会

(於富山医科薬科大学附属図書館)

経営短期大学部

3月5日 編入学者選抜試験

9日 昭和55年度入学者選抜試験

14日 第17回教授会

15日 入学者合格発表

学生と教職員懇談会

資 料

昭和54年度卒業（修了）者数

(55. 3. 25付)

学部・学科	卒業者数	学部・学科	卒業者数
文理学部文学科	80	工学部電気工学科	48
" 理学科	130	" 工業化学科	38
計	210	" 金属工学科	31
教育学部小学校教員養成課程	136	" 機械工学科	46
" 中学校教員養成課程	44	" 生産機械工学科	46
" 養護学校教員養成課程	22	" 化学工学科	32
" 幼稚園教員養成課程	25	" 電子工学科	35
計	227	計	276
経済学部経済学科	107	合 計	932
" 経営学科	112		
計	219		

(55. 3. 25付)

専攻科	修了者数
文学専攻科	4
教育専攻科	6
経済学専攻科	0
計	10

昭和54年度大学院修了者数

(55. 3. 25付)

研 究 科	専 攻	修 了 者 数
理 学 研 究 科	数 学 専 攻	2
	物 理 学 専 攻	3
	化 学 専 攻	3
	生 物 学 専 攻	6
	計	14
工 学 研 究 科	電 気 工 学 専 攻	6
	工 業 化 学 専 攻	4
	金 属 工 学 専 攻	2
	機 械 工 学 専 攻	0
	生 産 機 械 工 学 専 攻	3
	化 学 工 学 専 攻	6
	電 子 工 学 専 攻	9
計	30	
合 計		44

編 集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 中央印刷株式会社
富山市下奥井1-4-5
電話 ☎ 657240